

令和7年度（2025年度）  
特別支援教育充実セミナー  
発達支援関係職員実践研修

**特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への支援の在り方  
～関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実～**



**保健・福祉**

**教 育**

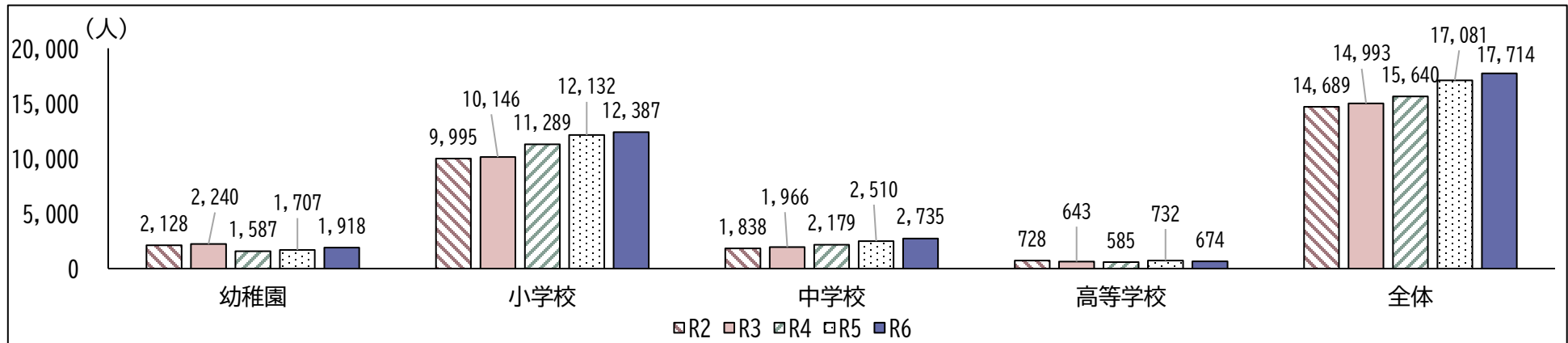
北海道保健福祉部 北海道教育委員会

# 本道における特別支援教育の現状

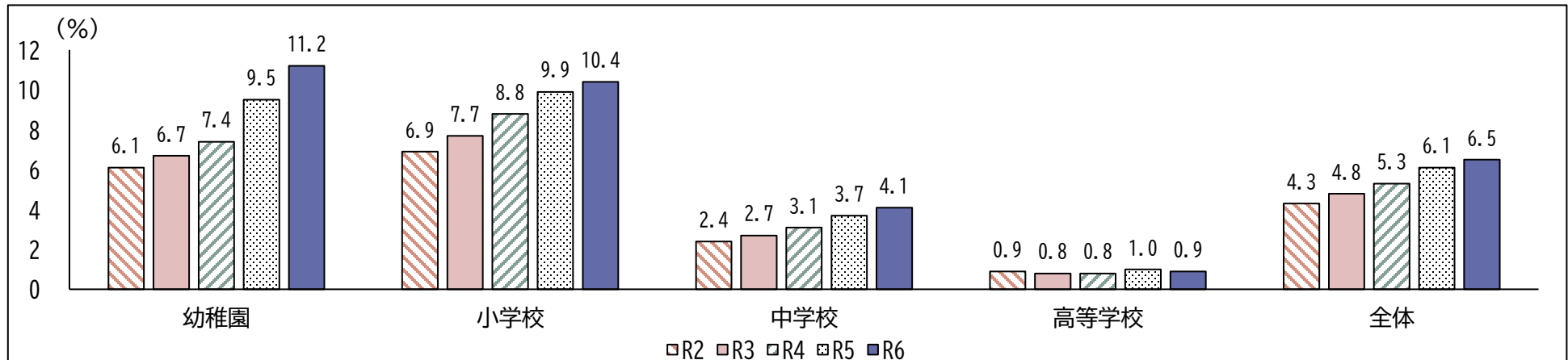
## ■ 要支援者

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要であると校内委員会で判断された幼児児童生徒

## ■ 要支援者の数（人） ※札幌市を除く

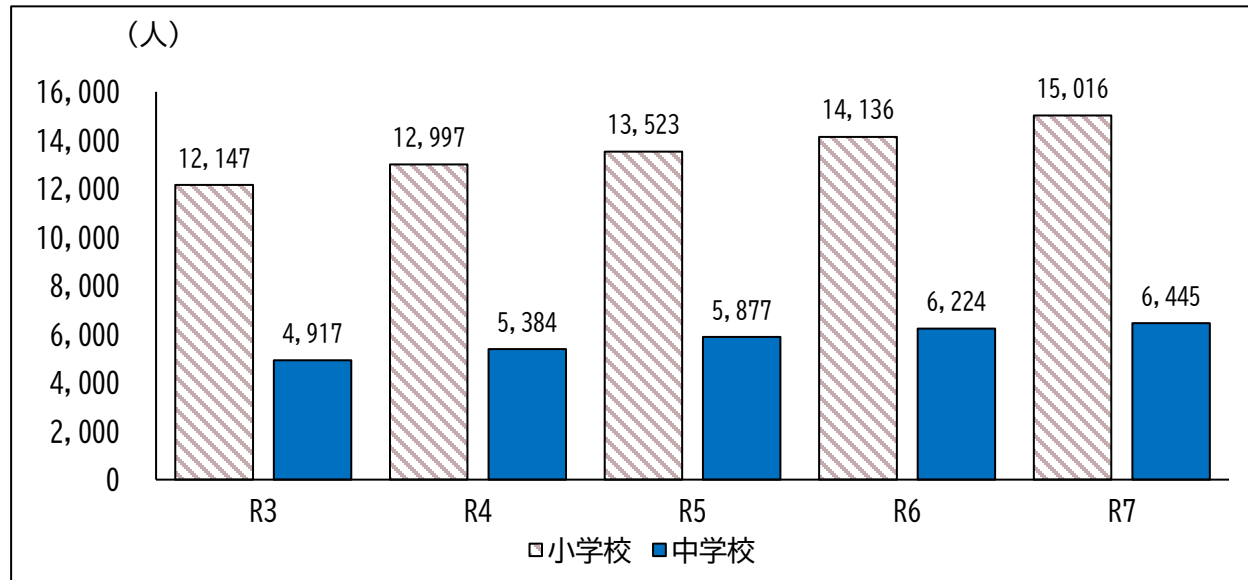


## ■ 全在籍者に占める要支援者の割合（％） ※札幌市を除く

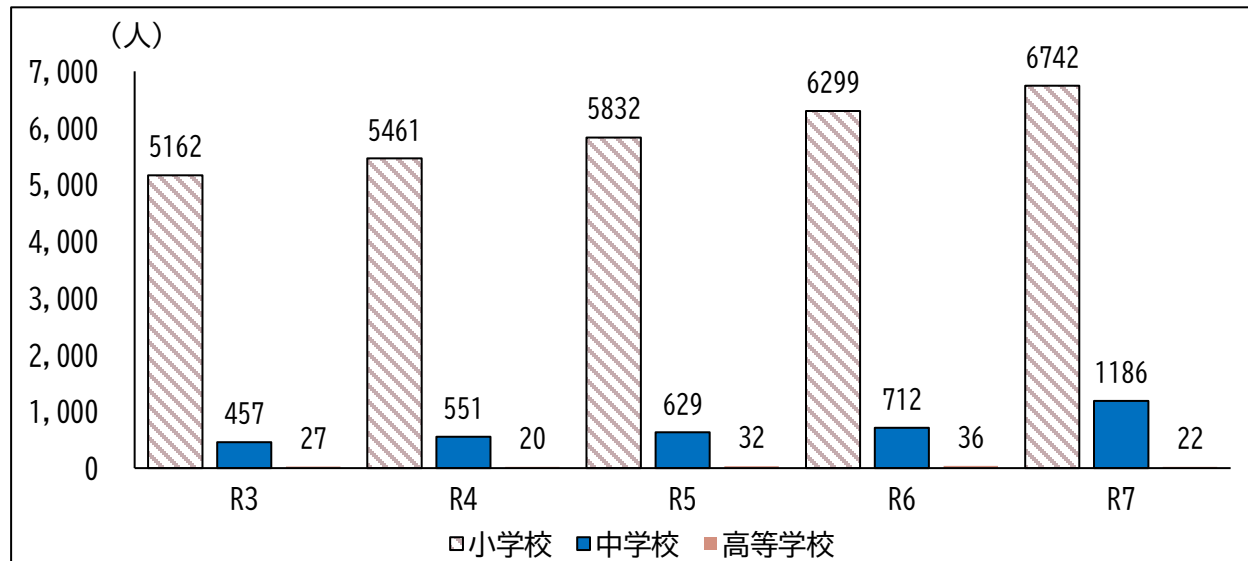


# 本道における特別支援教育の現状

## ■ 特別支援学級に在籍する児童生徒数（人）

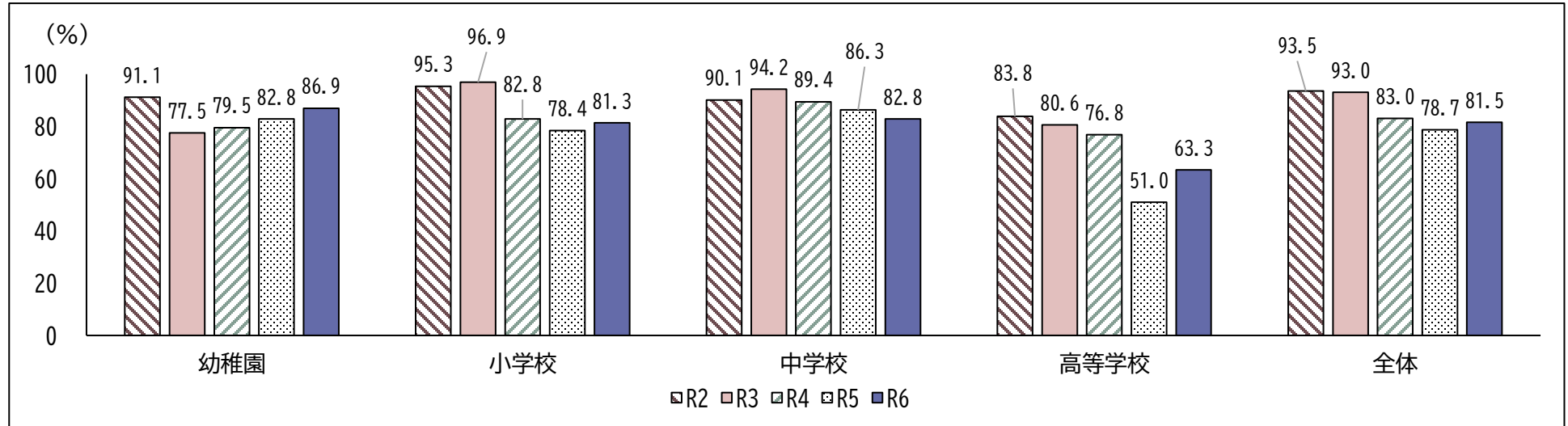


## ■ 通級による指導を受けている児童生徒数（人） ※札幌市を除く

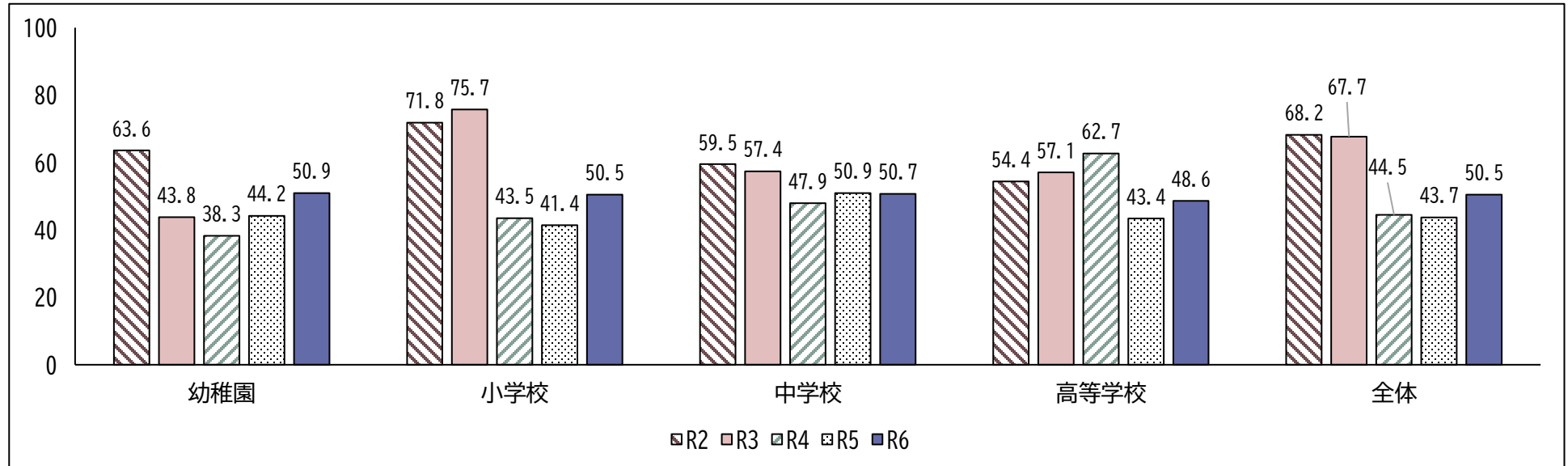


# 本道における特別支援教育の現状

## ■ 個別の指導計画の作成状況（％）



## ■ 個別の教育支援計画の作成状況（％）



# 本道における幼児期から学校卒業後までの切れ目のない 一貫した指導や支援の充実に向けた課題

- 児童生徒の教育的ニーズに最も的確にこたえることのできる「学びの場」の整備・充実
- 乳幼児期における障がい等のある子どもの早期発見・療育や、在学中における福祉等の関係機関との連携、学校卒業後における福祉サービス等の利用など地域における支援体制の充実
- 就学前から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援のための「個別の教育支援計画」の作成・活用

# 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

## ～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



### 1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

### 2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

### 1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

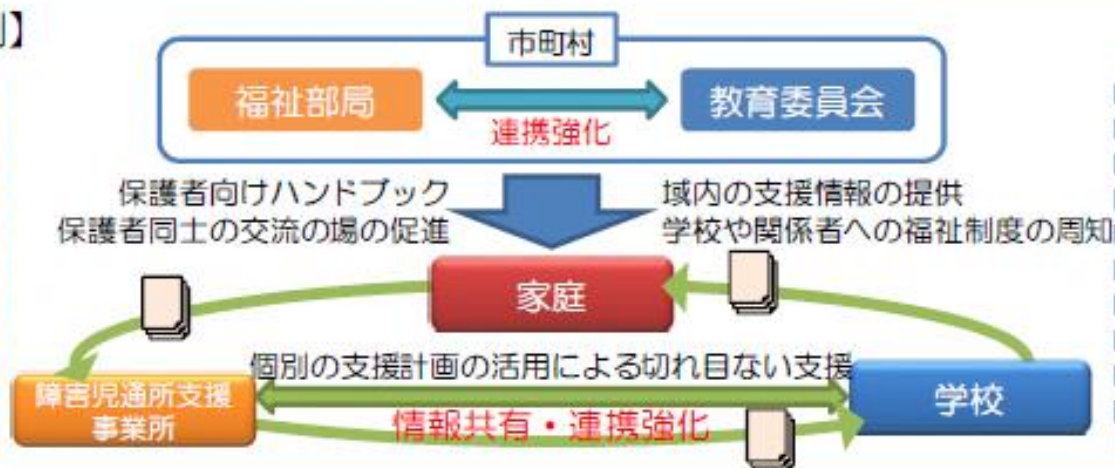
### 2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

### 【具体的な取組例】

(厚生労働省)  
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)  
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

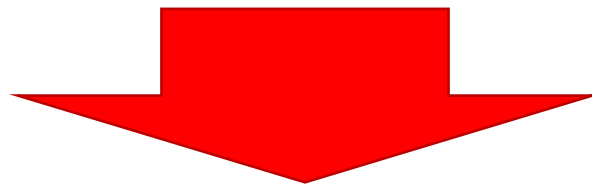
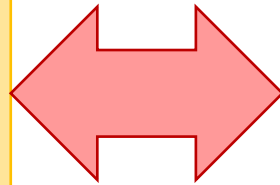
- 5歳児健診については、発達障害や知的障害等のこどもの個々の発達の特徴を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族を必要な支援に繋げることをその主な目的としております。
- 5歳児健診の実施に当たっては、健康診査の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどがある場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められます。
- 特に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要となります。

## 広域特別支援連携協議会 (道教委)

幼稚園、小・中学校、高等学校等及び特別支援学校における発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育支援体制の整備

## 発達支援推進協議会 (道保健福祉部)

障がいや発達の遅れがある子どもが、必要な支援等を受け、乳幼児期から学齢期、成人期への育ちにつなげる支援体制の整備



- 合同会議の開催 (年1回)
- 「発達支援関係職員実践研修」  
「特別支援教育充実セミナー」の合同開催 (全5会場)

# 令和7年度 特別支援教育課 重点事項

## 子どもを中心に据えた特別支援教育の推進

### 質の高い「こどもまんなか」の学び

特別支援学校・特別支援学級

#### ○ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の 一体的な充実

- ・ ICTを効果的に活用した子ども主体の教科指導の充実
- ・ 自立と社会参加を実現するための、一人一人に応じたきめ細かな自立活動の指導の充実

☆教育課程研究協議会 / 学校訪問指導

#### ○ 子どもが学ぶ意義を感じられる教育の充実

- ・ 学習成果の積極的な発信とその評価を踏まえた授業改善による、キャリア教育の一層の充実

☆ほっこりふれあいプロジェクト

#### ○ 共生社会の実現に向けた教育環境の整備

- ・ 交流及び共同学習の効果的な実施やコミュニティ・スクールの充実等によるインクルーシブ教育システムの推進
- ・ 医療的ケア児や病気療養児等多様なニーズへの対応

☆インクルーシブな学校運営モデル事業

☆校外学習における医療的ケア児支援事業

### 「こどもまんなか」の多様な学び

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等

#### ○ 通常の学級で学ぶ子どもたちへの 指導・支援の充実

- ・ 特別支援学校や教育局と連携した、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

☆特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業

#### ○ 通級による指導における自立活動の指導の充実

- ・ 個別の指導計画に基づく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

☆効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

#### ○ 適切な教育課程の編成と学びの場の選択

- ・ 障がいの状態等に応じた適切な教育課程の編成
- ・ 市町村教育委員会等との連携による、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場の選択・決定

☆就学事務担当者等研修会

### 「こどもまんなか」を支える教職員の専門性 全ての幼児教育施設・学校

#### ○ 対象を明確にした研修の機会及び内容の充実

- ・ オンライン研修とオンデマンド配信を組み合わせた、ニーズに応じた研修内容の充実と機会の拡充

☆初任段階研修(教職員育成課) / 特別支援教育センター研修事業 / 管理職のための特別支援教育研修

☆: 主な関連事業

### 「特別支援教育に関する基本方針(令和5年度～令和9年度)」

- 1 多様な学びの場の充実
- 2 幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実
- 3 特別支援教育の質の向上

# 令和7年度 特別支援教育課所管事業

## ○ 特別支援教育総合推進事業

研修・事業名	概要
特別支援教育総合推進事業	発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒に対し、切れ目ない支援が受けられる体制を整備する。
広域特別支援連携協議会	全道(年2回)の特別支援教育の施策等を協議する。
就学事務担当者等研修会	市町村教育委員会の就学指導担当者に、障がいのある幼児等の就学の仕組み等を説明し、市町村の適切な就学先決定に資する。【7～8月 3回 オンライン開催】
特別支援教育進路指導協議会	知的障がい特別支援学校高等部の入学者選考の概要について説明し、小・中学校等における進路指導の充実を図る。【7～8月 2回 オンライン開催】
発達障がい支援成果普及事業	5管内に市町村教育委員会と市町村の保健福祉部局の連携に取り組む「連携推進地域」を指定し保健福祉部局と連携して取組を支援する。
特別支援教育充実セミナー	教育と福祉の担当者が合同で、連携の充実等について事例交流や協議を行う。 【10～12月 5教育局 オンライン開催】
オンライン授業改善セミナー	オンラインでの授業公開、研究協議及び助言を行う研修会を通して、全ての教員の発達障がい等のある児童生徒に対する指導や支援の充実を図る。
各教育局	特別支援連携協議会 特別支援教育専門家チーム会議／巡回相談
	教育局管内(年2回)の特別支援教育の施策等を協議する。 教育局管内において困難事例の検討等を行うとともに、各学校を訪問しての相談支援する。

## ○ その他の事業

事業名	概要
特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業	小・中学校等に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対する指導の充実を図るため、特別支援学校の教員を派遣し、担任教員等に支援を行う。
特別支援教育スーパーバイザー等連携会議	教育局配置の特別支援教育スーパーバイザーの実践力強化、情報交流や施策周知等の支援を行うための協議会。本年度より年間を通じて定期的に開催する。
難聴児等支援派遣研修事業	難聴児等及び家族に対する支援に係り、市町村や事業所に対し必要な専門的知識や技術を提供することにより、地域における難聴児等辺支援体制の充実を図る。
乳幼児相談室(相談員) 【保健福祉部連携】	聾学校の乳幼児相談室において、聴覚障がい乳幼児及びその保護者に対する、療育指導や、市町村への指導助言や福祉・医療等の関係機関との連絡調整を行う。
効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業	小・中学校等における巡回指導による津級指導教室の設置拡充及び通級指導担当教諭の専門性向上を図る。
インクルーシブな学校運営モデル事業	特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校を推進する。
特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業	医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援の充実に向け、学校生活全般における医療的ケアの実施に係り、事業所等との委託契約を通じた看護師と学校職員の連携の在り方を検証する。

## ねらい

- 全ての教員の発達障がい等に関する専門性の向上
- 発達障がい等の可能性のある幼児児童生徒への切れ目のない一貫した指導や支援の充実

## 体制

- 北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課の「障がい児等支援連携体制整備事業」と連携

## 取組内容

- 連携推進地域の取組の支援
- 道教委主催の研修会や会議等における取組の成果等の発表と指導資料の作成
- 特別支援教育充実セミナー及び全道セミナーの開催

## 取組例

A市町村

連携推進地域

社会福祉課

保育所

発達支援センター

放課後等デイサービス

保健師

地域づくりCO 等

連携

教育委員会

幼稚園

小・中学校

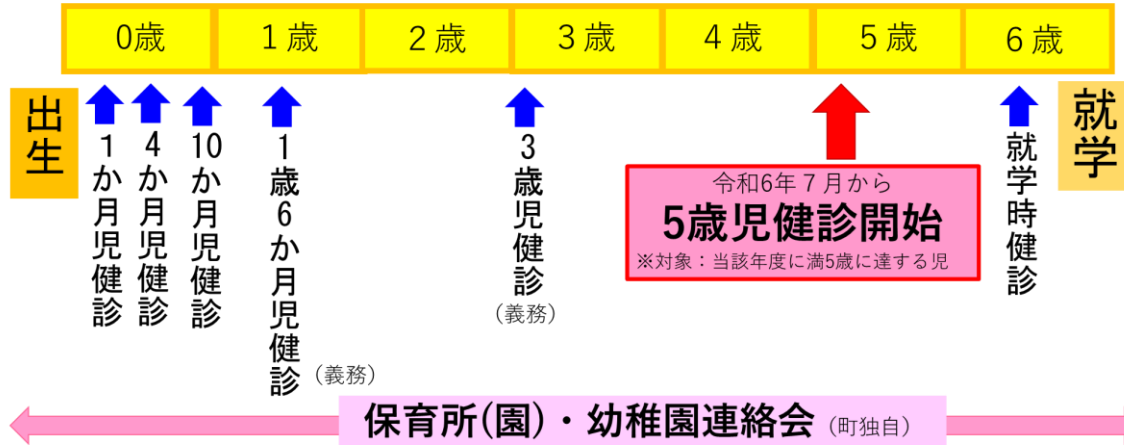
等

道立高校

# 連携推進地域の取組について

## 【出生後～就学までの切れ目のない健診】

### 新ひだか町の健診体制



### 5歳児健診 (令和6年度対象数124名)

目的：こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、児の健康の保持増進を図る。

5歳児・・・言語の理解能力、社会性が高まり、発達障がい認知される時期

→保健・医療・福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期

#### 保健師

- ・問診
- ・保健指導
- ・不安等確認・対応

#### 歯科衛生士

- ・間食習慣の確認
- ・歯科保健指導

#### 栄養士

- ・食事・間食習慣の確認
- ・栄養指導

#### 教育委員会

- ・就学相談
- ・学校に関する情報提供

#### 児童養育相談センター

- ・子どもへの関わり方等について助言

#### 保育士・幼稚園教諭

- ・遊んでいる子どもたちの見守り・行動観察

#### 診察医師

- ・心身の発育や発達確認

# 第1期ほっかいどう障がい福祉プラン

## <計画の体系>

希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

## <<推進項目>>

Ⅲ 自立と社会参加の促進 8 障がい児支援の充実	(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実	① 子どもの発達支援の充実 ② 家族への支援 ③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ④ 知己社会への参加・インクルージョン（包容）の推進 ⑤ 障がい児支援体制の基盤整備 ⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援
	(2) 学校教育の充実	① 教育相談・支援体制の整備 ② 幼児・義務教育の充実 ③ 後期中等教育の充実 ④ キャリア教育・職業教育の充実 ⑤ 交流及び共同学習等の充実 ⑥ 障がいの特性に配慮した教育の充実
	(3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実	① 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実 ② 難聴児支援の充実

令和7年度

参加無料

## 就学説明会

通常の学級と通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の違いは？

最初、特別支援学級に入って、あとから通常の学級に変更することはできるの？

障がいの診断はないけど少し支援が必要な場合はどうしたらいいの？

今から、できることってどんなこと？

開催日時 令和7年9月19日(金) 10:00～10:40  
※Web会議システム (Zoom)

参加対象 小学校への就学を控えた幼児の保護者  
※通級指導教室の利用や、特別支援学級、特別支援学校等への就学を考えている方や迷っている方など  
幼児教育施設、関係機関の職員

申し込み  

※申込期限 9月17日(水)まで ※資料は、前日までに掲載

- 本説明会は、北海道教育委員会が障がいのある子どもの就学に関する制度や仕組み等に関する一般的な内容について説明するものです。
- それぞれの学校の状況や、個々のお子さんの就学に関する相談は、お住まいの市町村教育委員会が窓口となります。

主催：北海道教育委員会（特別支援教育課）

### 就学に関わる3つの大事なポイント

- ① 一人一人の子どもの実態を丁寧に把握して判断します。  
※障がいの診断や障害者手帳の有無のみでは決めません。  
※教育、医療、福祉等の専門家が検討します。
- ② **就学後も学校や学びの場は変更**することができます。  
※そのときの子どもの障がいの状態に応じて、
  - ・特別支援学校から地域の小・中学校へ行くこと（又はその逆）
  - ・小学校等の特別支援学級から通常の学級へ行くこと（又はその逆）が可能です。
- ③ 本人・**保護者の意向は最大限尊重**されます。



# 保護者への理解啓発

北海道教育委員会

子どもが充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていける学校・学びの場を求めて

## 就学先決定に当たって知っておきたいポイント

説明動画



### 小・中学校

#### 通常の学級

・学習上の困難さに応じた支援を受けることができます。

タブレット端末を使った支援

座席の位置を配慮

支援員による個別支援



#### 通級指導教室

- ・大半の授業は通常の学級で受けます。
- ・週に1～2時間程度、通級指導教室で特別の指導（自立活動）を受けます。



#### 特別支援学級

- ・少人数の学級（8人以下）で一人一人に応じた教育が行われます。
  - ・週の半分以上の時間は、特別支援学級で授業を受けます。
  - ・通常の学級の子ともと共に学ぶ「交流及び共同学習」も行います。
- 【知的障がい特別支援学級】
- ・子どもの実態に応じた、内容を学習します。
- 【知的障がい以外の特別支援学級】
- ・通常の学級と同じ内容、又は下の学年の内容を学習します。



### 特別支援学校

#### Point

特別支援学校は、法令に定められた障がいの種類、程度に該当する子どもが就学可能

- ・障がいの状態などに応じた、きめ細かな教育が行われます。
- ・近隣の学校や居住地の小・中学校との交流及び共同学習を行うことがあります。



本道の特別支援学校→



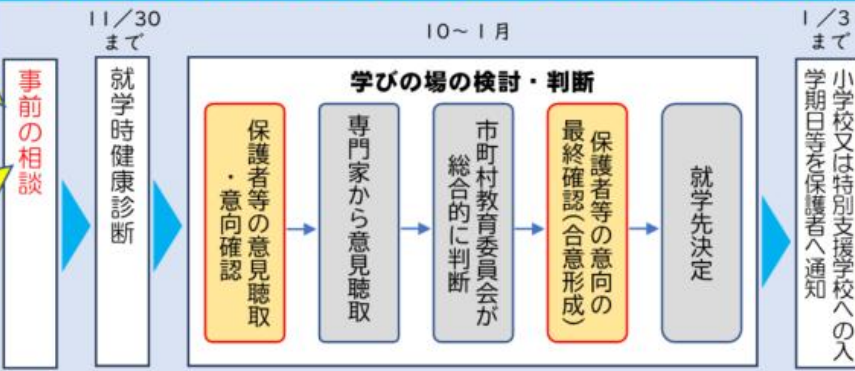
#### Point

地域の小学校や特別支援学校の様子を知るため、就学説明会、学校見学、体験入学へ参加を！

#### Point

就学について不安がある、特別支援学校や特別支援学級を考えている場合は、できるだけ早期（4月、5月あるいは更に前）に市町村教育委員会へ相談を！

### 障がいのある子どもの就学先決定までの流れ（例）



#### Point

就学時に決定した学校・学びの場は変更することが可能

#### Point

保護者の意向は最大限尊重

## 令和6年度(2024年度) 連携推進地域発表資料集

発達支援関係職員実践研修 特別支援教育充実セミナー  
連携推進地域の発表資料

北海道保健福祉部 北海道教育委員会  
令和7年3月

